

◎新潟県訓令第1号

本 地 域 機 関
庁 関

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>(<u>営利企業への従事等</u>)</p> <p>第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する<u>営利企業への従事等</u>をしようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ所屬長を経由して<u>営利企業従事等許可申請（消防団員兼職請求書）</u>書（別記第13号様式）を提出し、知事の許可又は認めを受けなければならない。</p> <p>第13号様式（第14条関係） (略)</p> <p>営利企業従事等許可申請（消防団員兼職請求書）書</p> <p>下記のとおり<u>営利企業従事等許可申請（消防団員兼職請求）</u>がありましてので許可（認めて）くださるよう副申します。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="997 1120 1149 2016"> <tr> <td>新潟県職員服務規程第14条の規定により <u>営利企業従事等許可（消防団員兼職）</u>を申請（請求）します。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	新潟県職員服務規程第14条の規定により <u>営利企業従事等許可（消防団員兼職）</u> を申請（請求）します。	年 月 日	(略)		(略)		<p>(<u>営利企業等の従事等</u>)</p> <p>第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する<u>営利企業等に従事しようとする</u>とき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ所屬長を経由して<u>営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求書）</u>（別記第13号様式）を提出し、知事の許可又は認めを受けなければならない。</p> <p>第13号様式（第14条関係） (略)</p> <p>営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求書）書</p> <p>下記のとおり<u>営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）</u>がありましてので許可（認めて）くださるよう副申します。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="997 197 1149 1075"> <tr> <td>新潟県職員服務規程第14条の規定により <u>営利企業等従事許可（消防団員兼職）</u>を申請（請求）します。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	新潟県職員服務規程第14条の規定により <u>営利企業等従事許可（消防団員兼職）</u> を申請（請求）します。	年 月 日	(略)		(略)	
新潟県職員服務規程第14条の規定により <u>営利企業従事等許可（消防団員兼職）</u> を申請（請求）します。	年 月 日												
(略)													
(略)													
新潟県職員服務規程第14条の規定により <u>営利企業等従事許可（消防団員兼職）</u> を申請（請求）します。	年 月 日												
(略)													
(略)													